

# 私はマイナンバーを提出しない旨の宣言書

様

2018年 月 日

住所

氏名

## 宣言趣旨

「社会保障と税の共通番号制度」（通称「マイナンバー制度」）が2016年1月から実施されました。これは、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用するとされていますが、今後金融口座や医療情報への活用も検討されており、制度自体やその利用目的などにおいて、多くの問題点が指摘されています。

個人番号制がすでに導入されている米国や韓国では、何千万人という単位の個人情報が見え、深刻ななりすまし被害も出ています。

2016年9月に全国中小業者団体連絡会（全中連）が行った内閣府との交渉では「個人番号カードの取得は申請によるもので強制ではない。書類に番号が記載されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業者にも不利益はない。」と回答しています。また、2018年1月に行った省庁交渉において、国税庁は「税務書類に番号の記載がないことをもって書類の收受をしないことはない」「不記載による罰則もない」と回答しています。なお、国税庁は、番号の記載がない場合に「電話を掛ける」としていますが、番号を聞き出そうとする詐欺電話が横行していることもあり、そのような配慮は無用です。

## 宣言内容

以上の省庁からの回答を踏まえ、私は個人のプライバシー権を侵害するマイナンバーを提出しないことを、ここに宣言します。